

品質管理委員会規則

(制 定 平成 10 年 7 月 6 日)

最終変更 平成 27 年 7 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、会則第122条第 4 項及び第126条の規定に基づき、会則第122条第 4 項の品質管理の状況のレビュー（以下「品質管理の状況のレビュー」という。）の実施及び会則第123条第 2 項第二号の措置（以下「措置」という。）並びに品質管理委員会の職務及び組織に関し必要な事項について定める。

(品質管理委員会)

第 2 条 品質管理委員会は、品質管理の状況のレビューを実施するため、品質管理の状況のレビューに関する基準及び手続を立案するほか、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が、監査の品質管理に関する基準に準拠して監査の品質管理を行っているかどうかをレビューするため、当該監査事務所に赴き、又は書面若しくは聴取により調査し、その結果を当該監査事務所に通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、その決定を会長に報告し、当該勧告を受けた監査事務所に改善状況の報告を求めるものとする。この場合において、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定し、会長に報告する。

2 前項のほか、品質管理委員会は、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、当該事態に関係する監査事務所に対し書面により、又は聴取若しくは当該監査事務所に赴くことにより監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務について調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告を受けた監査事務所に改善状況の報告を求めるものとする。この場合において、その改善が図られない場合は、適切な措置を決定し、会長に報告する。

3 品質管理委員会は、第 1 項の品質管理の状況のレビューに関する基準を立案したときは、理事会の承認を求めなければならない。

4 品質管理委員会は、第 1 項の品質管理の状況のレビューに関する手続を立案したときは、常務理事会の承認を求めなければならない。

(通常レビュー及び特別レビュー)

第 3 条 会則第122条第 2 項第一号の通常レビューは、次条に定める監査事務所を対象に次のとおり定期レビュー及び機動レビューに区分して実施する。

一 定期レビュー 第 5 条に定める頻度により計画的に実施するレビューをいう。

二 機動レビュー 定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビューをいう。

2 通常レビューにおける個別業務の選定基準については、細則で定める。

3 会則第122条第 2 項第二号の特別レビューは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の業務（以下「監査業務」という。）に係る契約（以下

「監査契約」という。)を締結している監査事務所のうち、会則第122条第2項第二号に定める事態に関係する監査事務所を対象とし、会長からの指示があり、品質管理委員会が必要と判断した場合に実施する。

(通常レビューを受けなければならない監査事務所)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者と監査契約を締結している監査事務所は、前条第1項の通常レビューを受けなければならない。

一 会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。）

二 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第9条各号のいずれかに該当する者を除く。）

三 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

四 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行

五 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社

六 農林中央金庫

七 全国を地区とする信用金庫連合会

八 全国を地区とする信用協同組合連合会

九 全国を地区とする労働金庫連合会

十 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人

十一 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

十二 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

十三 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第38条の2第3項に規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫（最終事業年度における預金及び定期積金の総額（以下「預金等総額」という。）が1,000億円に達しない信用金庫を除く。）

十四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。）

十五 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。）

2 会則第128条の3第4項に定める「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録された準登録事務所は、前条第1項の通常レビューを受けなければならない。

(通常レビューの頻度)

第5条 第3条第1項第一号の定期レビューの対象となる監査事務所は、品質管理の状況のレビューに関する手続に定めのある場合を除き、原則として3年に一度、定期レビュー（第6条の報告及び第8条の確認を含む。）を受けるものとする。

2 前項にかかわらず、法第24条の3第1項ただし書に基づき、監査関連業務を行うことにつき、内閣総理大臣の承認を得ようとする公認会計士は、当該承認を受けようとする会計期間について通常レビューを受けなければならない。

(レビュー報告書等の第三者への非開示)

第5条の2 品質管理の状況のレビューの対象となる監査事務所は、レビュー報告書（品質管理委員会が第2条第1項の規定により結果の通知として交付した書面をいう。以下同じ。）、改善勧告書（品質管理委員会が第2条第1項及び第2項の規定による改善の勧告として交付した書面をいう。以下同じ。）及び改善計画書（第2条第1項及び第2項の規定による改善状況の報告について記載し、品質管理委員会に提出した書面をいう。）を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。
- 二 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。
- 三 品質管理委員会が別に定めるところにより承認したとき。

(品質管理実施状況の報告)

第6条 品質管理委員会は、第4条で規定する監査事務所（細則で定めるものを除く。）に対して、当該監査事務所が実施する品質管理の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により品質管理委員会から報告を求められた監査事務所は、自らが実施する品質管理の状況について品質管理委員会に報告しなければならない。

(公認会計士・監査審査会の検査結果通知書等の取扱い)

第7条 品質管理の状況のレビューの対象となる監査事務所は、公認会計士・監査審査会の検査を受け、検査結果通知書を受領したときは、当該検査結果通知書日付から1か月以内に品質管理委員会にその写しを提出しなければならない。

2 品質管理の状況のレビューの対象となる監査事務所は、公認会計士・監査審査会から、検査結果後の対応に係る報告徴収命令を受け、当該命令に係る報告書を公認会計士・監査審査会に提出したときは、最後に提出した報告書の日付から1か月以内に、当該命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出を受けた検査結果通知書及び報告徴収命令に係る報告書の写しは、品質管理の状況のレビューの実施に際して、参考資料として使用することに限るものとする。

(改善措置の状況の確認)

第8条 品質管理委員会は、会則第122条第6項に規定する改善措置の状況について、品質管理委員会が定める基準により、原則として改善勧告した年度の翌年度に確認する（以下「フォローアップ・レビュー」という。）。

(措置の種類)

第8条の2 会則第123条第2項第二号に定める措置は、次の3種とする。

- 一 注意
- 二 嚴重注意
- 三 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告

2 前項第三号の措置は、会則第122条第2項第二号の特別レビューの結果に対しては適用しない。

3 会則第123条の2第4項の規則で定める通常レビューによる措置は、第1項第二号又は第三号の措置とする。

4 会則第123条の2第4項の規則で定める特別レビューによる措置は、第1項第二号の措置とする。

(措置の決定基準)

第8条の3 品質管理委員会は、前条に定める措置の決定に当たっては、公平性を担保するため、細則で定める決定基準に基づかなければならない。

2 前項の措置の決定基準は、次のとおり区分して、細則で定める。

- 一 正当な理由なく品質管理の状況のレビューを拒否し、又は品質管理の状況のレビューの実施に協力しなかった場合
- 二 レビュー報告書に否定的結論が付されている場合
- 三 レビュー報告書に限定事項付き結論が表明されている場合
- 四 改善勧告書に、限定事項付き結論又は否定的結論を表明する原因となった事項以外の改善勧告事項が付され、かつ、当該改善勧告事項について改善措置が講じられていない場合
- 五 会則第122条第2項各号の規定による改善勧告について、品質管理委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分でないことが確認され、再度の改善勧告が行われた場合
- 六 前号の再度の改善勧告について、品質管理委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された場合

(品質管理審査部会)

第9条 品質管理委員会に品質管理審査部会を置く。

2 品質管理審査部会は、品質管理の状況のレビューの結果等並びに会則第128条第1項及び第128条の3第1項の登録に関する事項の審査を行い、その結果を品質管理委員会に報告することを職務とする。

(準登録事務所登録審査部会)

第9条の2 品質管理委員会に準登録事務所登録審査部会を置く。

- 2 準登録事務所登録審査部会は、会則第128条の2第1項の登録に関する事項の審査を行い、その結果を品質管理委員会に報告することを職務とする。

(品質管理特定事案検討部会)

第10条 品質管理委員会に品質管理特定事案検討部会を置く。

- 2 品質管理特定事案検討部会は、第9条第2項又は前条第2項の規定による報告がなされた場合において、当該報告された審査結果が次に掲げるものであるときにこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告することを職務とする。

- 一 第8条の2第1項第二号又は第三号の措置を講ずる必要があるとするもの
- 二 会則第128条第2項、第128条の2第3項又は第128条の3第3項の規定により登録を認めないもの
- 三 会則第131条第2項の措置を講ずる必要があるとするもの
- 四 前3号に掲げるもののほか、品質管理委員会が必要と認めるもの

(会則の準用)

第11条 会則第22条第3項（議事の非公開）の規定は、品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会及び品質管理特定事案検討部会について準用する。

(レビューチーム)

第12条 品質管理委員会にレビューチームを置く。

- 2 レビューチームは、品質管理委員会の指示に基づき、第2条第3項の品質管理の状況のレビューに関する基準及び同条第4項の品質管理の状況のレビューに関する手続に従って、監査事務所の監査の品質管理状況について調査を行い、その結果に基づきレビュー報告書（会則第122条第2項第二号の特別レビューの場合を除く。）及び必要に応じて改善勧告書を作成し、品質管理委員会に提出することを職務とする。

- 3 レビューチームは、品質管理の状況のレビューの対象となる監査事務所と利害関係のないレビューアーをもって編成するものとする。

- 4 レビューチームは、その職務を遂行するに当たり、正当な注意を払う義務を負うものとする。

- 5 レビューチームは、第2項のレビュー報告書及び改善勧告書の取りまとめに当たり、当該監査事務所との意思疎通に努めなければならない。

(レビューアー)

第13条 レビューアーの任免は、会長が常務理事会の議を経て行う。ただし、レビューアーは会員（監査法人を除く。）のうちから任命する。

- 2 レビューアーは、品質管理委員会が指定する研修を受けなければならない。

- 3 レビューアーは、職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。レビューアーでなくなった後であっても同様とする。

(利害関係)

第14条 会則第125条において準用する会則第80条に規定する委員の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 委員又は委員の二親等内の親族が、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否、会則第131条に規定する措置、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに関する取扱い又は品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示の取り止めの決定（次項において「登録可否等の決定」という。）の対象となる公認会計士又は監査法人の社員であるとき。
- 二 前号に掲げる関係に準ずるものとして細則で定める関係を有するとき。

2 登録可否等の決定の対象となる監査事務所は、前項に規定する利害関係がある者のほか、委員等に審査事案の審査の公正性を妨げる特別な事情又は関係にある者がいると思料するときは、委員長に対し当該委員等の忌避を申し立てることができる。この申立てがあったときは、品質管理委員会は、許否の議決をしなければならない。

(細則)

第15条 品質管理委員会、品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、会則第17章の変更について大蔵大臣の認可のあった日（平成10年8月20日）から施行する。

附 則（平成15年12月2日改正）

この改正規定は、会則第87条乃至第88条の3の改正について、金融庁長官の認可のあった日（平成15年12月24日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年7月5日改正）

この改正規定は、会則第88条の2の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成17年8月11日）から施行する。

附 則（平成18年7月4日改正）

- 1 この改正規定は、会則第5章の3の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成18年8月21日）から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条の改正規定は、平成19年の定期総会終了後から施行し、第2条第3項の規定は平成18年7月5日から施行する。
- 2 第2条の3の改正規定は、平成18年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成18年12月11日改正）

- 1 この改正規定は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。
- 2 第1条、第6条及び第11条の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月10日改正）

- 1 この改正規定は、平成19年12月11日から施行する。ただし、日本郵政公社の解散の日の前日の属する事業年度に係る監査契約については、なお従前の例による。
- 2 第3条の改正規定は、公認会計士法施行令の一部改正の施行の日（平成20年4月1日）以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成21年7月8日改正）

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月7日改正）

- 1 この改正規定は、平成22年7月8日から施行する。
- 2 会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前1年以内に受領した公認会計士・監査審査会からの検査結果通知書の写しを、施行日から1か月以内に品質管理委員会に提出しなければならない。

附 則（平成24年7月4日改正）

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、平成25年7月4日から施行する。
- 2 品質管理レビューの対象となる監査事務所は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの改正規定による改正後の第7条第2項に規定する報告徴収命令を受けた場合において、同項に規定する報告書の日付が施行日前1年以内の間にあるときは、施行日から1か月以内に、当該命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出しなければならない。
- 3 この改正規定による改正後の第7条第3項の規定は、前項の規定により提出を受けた報告書について準用する。

附 則（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の規定は、平成27年7月1日（以下「適用日」という。）以後実施する品質管理レビューについて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、会則第6章の改正前の会則（以下「旧会則」という。）第122条第3項の規定により品質管理レビューを受けなければなら

ないこととされている監査事務所に対する特別レビューの実施については、施行日から適用する。

4 適用日の前日までに旧会則第131条第1項の規定により措置を受けた監査事務所に対するこの改正規定による改正後の規定の適用については、それぞれ次の措置を受けたものとみなす。

一 旧会則第131条第2項第一号及び第二号の措置 この改正規定による改正後の第8条の2第一号の措置

二 旧会則第131条第2項第三号の措置 この改正規定による改正後の第8条の2第二号の措置

三 旧会則第131条第2項第四号の措置 この改正規定による改正後の第8条の2第三号の措置

附 則（平成27年7月21日改正）

この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日）から施行する。ただし、第8条及び第8条の3の改正規定については、平成27年7月22日から施行する。